

# 株 主 各 位

東京都文京区湯島2丁目2番2号  
スズデン株式会社  
代表取締役社長 佐々木 秀明

## 第57回定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、当社第57回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、以下のいずれかの方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、平成21年6月25日（木曜日）午後5時45分までに議決権を行使いただきますようお願い申し上げます。

[郵送による議決権行使]

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、上記議決権の行使の期限までに到着するようご返送ください。

[インターネットによる議決権行使]

当社指定の議決権行使ウェブサイト（<http://www.it-soukai.com/>または<https://daiko.mizuho-tb.co.jp/>）にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」および「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内にしたがって、上記議決権の行使の期限までに議案に対する賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使に際しましては、42頁から44頁の「インターネットでの議決権行使について」をご確認ください。

なお、議決権行使書面とインターネットによる方法と重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてさせていただきます。また、インターネットで複数回数、議決権を行使された場合は、最後の行使を有効な行使としてお取扱いさせていただきます。

敬 具

### 記

1. 日 時 平成21年6月26日（金曜日）午前10時
2. 場 所 東京都文京区湯島1丁目7番5号  
お茶の水東京ガーデンパレス 2階 高千穂の間  
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)

### 3. 株主総会の目的である事項

- 報告事項**
1. 第57期（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）事業報告、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
  2. 第57期（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

**決議事項**

- 第1号議案** 定款一部変更の件  
**第2号議案** 取締役8名選任の件  
**第3号議案** 監査役2名選任の件

### 4. 招集にあたっての決定事項

**代理人による議決権行使**

代理人により議決権を行使される場合は、代理人は議決権を有する他の株主様1名とさせていただきます。その際、株主様ご本人の議決権行使書用紙とともに、代理権を証する書面を当日に会場受付にご提出ください。

以 上

---

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎添付書類および株主総会参考書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.suzuden.co.jp/>) に掲載させていただきます。

# 事 業 報 告

(平成20年4月1日から平成21年3月31日まで)

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度における当企業集団を取り巻く景況は、米国の金融危機に端を発した世界経済の同時減速が国内へも波及したことにより、第3四半期より急速に悪化が進みました。

当企業集団の主要顧客であります電気機器・電子部品・産業機器業界でも設備投資の抑制、生産調整が加速しております。また、建設業界におきましても、着工の抑制等が継続し、当企業集団の業績も停滞を余儀なくされました。

こうした環境のもと、当企業集団は「もの造りサポーターカンパニー」として、営業力強化の推進による各エリアでの既存顧客への深耕・取引拡大と新規顧客の開拓、ジャストインタイム納入、組立・加工・ユニット納入等の付加価値サービスの提供、購買・物流代行による顧客への調達コストダウン提案、オリジナルブランド「UBON（ユーボン）」の更なる品揃えの充実等を図り、売上高の確保と利益の拡大に努めてまいりました。

また、東京地区の3つのセンターを統合し、物流戦略の要となる「東京物流センター」を千葉県松戸市に新設、3月に稼働を開始し、サービスの向上とローコストオペレーションを実現する基盤の整備を行うとともに、販売費および一般管理費の見直しを進めて利益の確保に努めてまいりました。

しかしながら、当連結会計年度の業績は、売上高が330億34百万円（前期比20.9%減）、営業利益は6億20百万円（前期比59.8%減）、経常利益は7億46百万円（前期比56.7%減）、当期純利益は3億99百万円（前期比58.8%減）と前期比で減収減益となりました。

当企業集団の商品分野別の業績は次のとおりであります。

#### (F A 機器分野)

制御機器、センサー、PLC、表示機器等の販売が大幅に減少し、売上高は173億23百万円（前期比19.3%減）となりました。

#### (情報・通信機器分野)

組込用ボードコンピュータ、システムラック、パソコン本体等が大幅に減少し、売上高は33億6百万円（前期比35.7%減）となりました。

#### (電子・デバイス機器分野)

コネクタ、基板搭載用電源等が大幅に減少し、売上高は24億81百万円（前期比21.0%減）となりました。

## (電設資材分野)

ケーブルアクセサリ、ボックス、電線・ケーブル等が大幅に減少し、売上高は99億23百万円（前期比17.5%減）となりました。

### 商品分野別連結売上高

商品分野別	第56期(前期) (平成19年4月1日から 平成20年3月31日まで)		第57期(当期) (平成20年4月1日から 平成21年3月31日まで)		前 増 減 比 率
	売上高	構成比	売上高	構成比	
F A 機 器	百万円 21,460	% 51.4	百万円 17,323	% 52.4	% △19.3
情報・通信機器	5,144	12.3	3,306	10.0	△35.7
電子・デバイス機器	3,140	7.5	2,481	7.5	△21.0
電 設 資 材	12,027	28.8	9,923	30.1	△17.5
合 計	41,772	100.0	33,034	100.0	△20.9

## (2) 設備投資等の状況

当連結会計年度中において実施いたしました設備投資の総額は12億81百万円であります。

これは主に、千葉県松戸市に新たに建設した東京物流センターの建設代金であります。

### ① 当連結会計年度中に完成した主要設備

千葉県松戸市に平成20年3月に着工した東京物流センターは平成21年2月に竣工いたしました。

資産の内容および所在地	帳簿価額
土 地 8,103.43㎡	土地 1,413百万円
建 物 10,182.90㎡(延床面積) 千葉県松戸市	建物 1,767百万円
合 計	3,181百万円

(注) 建物の金額17億67百万円には、前連結会計年度末において建設仮勘定として計上された金額から消費税を控除した金額5億31百万円が含まれております。

### ② 当連結会計年度継続中の主要設備の新設、拡充

当社は、宮城県北部地区を中心とする得意先の生産拠点への販売および物流効率の強化を目的として、宮城県黒川郡大和町に物流加工拠点を建設することといたしました。なお、建設用地の取得費用および建物建設費用につきましては、総額約10億円を見込んでおります。また、建設用地の取得につきましては、平成20年10月1日に宮城県土地開発公社と覚書を締結しております。

### ③ 重要な固定資産の売却、撤去、滅失

該当事項はありません。

### (3) 資金調達状況

当連結会計年度中において、売上債権、たな卸資産、仕入債務の減少により必要な運転資金は大幅に減少いたしました。しかしながら、景況感の後退およびそれに伴う資金調達環境の悪化懸念を考慮し、期限到来の長期借入金について新たに調達を行い、手許資金を充実させることといたしました。

### (4) 事業の譲渡、吸収分割または新設分割状況

該当事項はありません。

### (5) 他の会社の事業の譲受け状況

該当事項はありません。

### (6) 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継状況

該当事項はありません。

### (7) 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当事項はありません。

### (8) 対処すべき課題

当企業集団は、IT投資を継続し、スピード化するビジネス環境への対応力、即応力を強化するとともに、ISOを基盤として業務改善を図りながら、品質と環境のマネジメントに注力してまいります。併せて、経営資源の選択と集中をさらに推進し、ローコストオペレーションを実現することにより、収益の継続的拡大による企業価値向上の実現と企業の社会的責任を果たすべく経営を行ってまいります。

また、会社法に基づく経営体制の整備とコーポレート・ガバナンス、内部統制システムの一層の強化や、平成20年度より適用された日本版SOX法（内部統制報告制度）への対応を通じて、財務報告の信頼性の一層の向上を継続的に行ってまいります。

さらに、様々なリスクによって生じる事業活動の中断に対する対策を策定し、事業継続の効率的な確保と健全な企業経営を行うため、事業継続マネジメント（BCM：Business Continuity Management）の構築を継続して行っております。この一環として東京物流センターは、免震構造で設計・建築しており、災害時でも安全に商品を保管することができ、商品供給を停止することなく、安定的にお届けすることが可能となっております。

派遣社員・パート社員等を含む全社員には「スズデンCSR要綱」を配布して啓蒙に努めており、今後も社は「誠実」を根幹としたCSR（企業の社会的責任）体制の整備と強化を推し進めてまいります。

平成22年3月期（第58期）は販売促進活動の一環として以下の展示会に出展いたします。

- ・ESEC（組込みシステム開発技術展）（平成21年5月13日～15日）
- ・FOOMA JAPAN 2009（国際食品工業展）（平成21年6月9日～12日）
- ・セミコン・ジャパン 2009（平成21年12月2日～4日）

#### 《アジア・パシフィック市場への対応》

国内企業の中国および東南アジアへの生産拠点移転の動きへの対応を海外子会社を通じて図ってまいります。

特に中国華東地区への生産拠点集中化には、斯咨電貿易（上海）有限公司（SUZUDEN TRADING (SHANGHAI) CO., LTD）が部品の安定供給と高品質なサービスの提供で顧客ニーズに応じてまいります。

#### 《経営の基本方針》

当企業集団は、従来からステークホルダーである株主の皆様、お客様、社員とその家族、地域社会が当企業集団を支えてくださる基盤と認識し、また企業市民としての社会的責任を果たすべく、社是である「誠実」のもと経営を推進してまいりました。

今後も、顧客要求事項に対応した商品・サービスの取扱いや、人材・物流・IT関連を中心とした投資を行い、会社の競争力の強化、収益力の向上、財務体質の強化を図り、全てのステークホルダーの皆様にご満足いただけるよう企業価値の向上を実現し、また社会的責任を果たすべく経営を行ってまいります。

- ①社会的責任 国・地方自治体への納税を基本とし、かつ世界の将来を担う世代や教育機関を対象とした継続的な寄付と、地域社会や災害復興を目的とした寄付を行ってまいります。
- ②投資家の皆様 配当性向33%を基本に考えてまいります。
- ③お客様 お客様が望む商品・ソリューションを的確に提案し、商品品質・サービス品質を向上させるとともに、お客様の多様なニーズに適切かつ迅速にお応えし、お客様の満足度を高めてまいります。
- ④社員 「社員一人ひとりの自立が企業の成長につながる」を基本とし、社員は自己の能力を最大限に発揮し、会社は個人を尊重して働きがいのある場を提供し、会社も個人も共に成長できる経営を行ってまいります。
- ⑤共育 お客様の満足度を高めるため、社員一人ひとりに適切な教育・訓練および経験の機会を提供し「共に育つ」を教育理念としてまいります。

- ⑥地 域 社 会 循環型社会構築に向け地域社会との融和を図り、企業市民として順法・地球環境の向上・安全を基本として活動してまいります。  
活動を具体化するため、環境方針を定め行動します。

株主の皆様におかれましては、今後とも相変わらぬご支援とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

#### (9) 財産および損益の状況の推移

区 分	第 54 期 (平成17年4月1日から 平成18年3月31日まで)	第 55 期 (平成18年4月1日から 平成19年3月31日まで)	第 56 期 (平成19年4月1日から 平成20年3月31日まで)	第57期(当期) (平成20年4月1日から 平成21年3月31日まで)
売 上 高 (百万円)	41,439	44,169	41,772	33,034
経 常 利 益 (百万円)	1,567	1,778	1,726	746
当期純利益 (百万円)	733	1,169	968	399
1株当たり当期純利益(円)	49.92	80.99	66.34	27.30
総 資 産 (百万円)	25,416	26,409	26,448	23,255

- (注) 1. 第55期につきましては、下期はIT・デジタル家電等の生産・在庫調整が顕在化し弱含みでの推移となったものの、上期のIT・デジタル家電等の生産・設備投資の好調な推移により増収増益となりました。
2. 第56期につきましては、半導体製造装置・液晶製造装置関連産業を中心に設備投資の延期や生産の減少とともに、建設業界における工場設備需要の減速、改正建築基準法による着工の遅れ等により減収減益となりました。
3. 第57期(当期)は、前記「(1)事業の経過およびその成果」に記載のとおりであります。

## (10) 重要な親会社および子会社の状況

### ① 親会社との関係

該当事項はありません。

### ② 子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
スズデンビジネスサポート株式会社	千円 10,000	% 100	コンピュータによる情報処理に関する業務、販売促進に関する情報・資料の収集、企画および販売、特定労働者派遣業務
SUZUDEN SINGAPORE PTE LTD	シンガポールドル 100,000	100	FA機器、情報・通信機器、電子・デバイス機器、電設資材等の販売および輸出入業務
SUZUDEN HONG KONG LIMITED (鈴電香港有限公司)	千香港ドル 1,000	100	電気部品および電子部品の加工組立等の委託加工、電気部品および電子部品の輸出入業務
斯咨電貿易(上海)有限公司 (SUZUDEN TRADING (SHANGHAI) CO., LTD)	千米ドル 800	100	電気部品および電子部品等の販売および輸出入業務

### ③ その他

該当事項はありません。

## (11) 主要な事業内容

FA機器、情報・通信機器、電子・デバイス機器、電設資材等の販売および輸出入業務



## (12) 主要な事業所

本 社：東京都文京区湯島2丁目2番2号  
カ ス タ マ ー：東京都文京区湯島2丁目2番2号  
サービスセンター：東京都文京区湯島2丁目2番2号  
東京物流センター：千葉県松戸市上本郷701番地7  
松本センター：長野県松本市大字笹賀7570番9号  
俺コンアキバ：東京都千代田区外神田4丁目2番1号  
営 業 所：東京（文京区）、東京南（大田区）、中央第1（文京区）、中央第2（文京区）、特機（文京区）、足立、エレクトロニクスコンポーネンツ（文京区）、フィービジネス（文京区）、あだち（足立区）、ネットワークソリューション（文京区）、千葉FA（千葉市）、千葉（千葉市）、柏、大宮（さいたま市）、埼玉（さいたま市）、横浜FA、厚木、ニュータウン（相模原市）、立川FA（国分寺市）、立川（国分寺市）、前橋、土浦、日立、宇都宮、札幌、仙台、郡山、関西（京都市）、広島（東広島市）、首都圏（文京区）、首都圏第2（文京区）、FAシステム（文京区）、コンポーネンツ（文京区）、松本、岡谷、伊那、中津川、上田、長野（長野市）、中部（松本市）、エンベデッド中部（岡谷市）、アプリケーション中部（岡谷市）、特販（文京区）、北上、甲府、九州（熊本県菊池郡）、ソニー（文京区）、エンベデッドソリューション東京（文京区）、エンベデッドソリューション名古屋、海外（文京区）、GE（文京区）

子 会 社：スズデンビジネスサポート株式会社（文京区）  
SUZUDEN SINGAPORE PTE LTD（シンガポール）  
SUZUDEN HONG KONG LIMITED（鈴電香港有限公司）（中国）  
斯 咨 電 貿 易（上海）有 限 公 司（SUZUDEN TRADING（SHANGHAI）CO., LTD）（中国）

(注) 1. 平成21年4月1日付組織変更に伴い次のとおりとなりました。

- ① 特販営業部に特販営業所を新設いたしました。
- ② カスタマー営業部はカスタマーセンターとなり、受発注センターを新設いたしました。また、カスタマーサービスセンターはサービスセンターとなりました。
- ③ アプリケーション東北営業部を新設し、FAシステム東北営業所を新設いたしました。
- ④ 東京南営業所、特機営業所、あだち営業所および首都圏第2営業所は、それぞれ東京営業所、中央第1営業所、足立営業所および首都圏営業所に統合となりました。
- ⑤ ネットワークソリューション営業所、埼玉営業所およびニュータウン営業所は、廃止となりました。
- ⑥ アプリケーション中部営業所はアプリケーション中部推進課となりました。
- ⑦ FAシステム営業所はFAシステム東京営業所となりました。
- ⑧ 海外営業所およびGE営業所は、それぞれ海外第1営業所および海外第2営業所となりました。
- ⑨ メカトロ推進課はメカトロ営業所となりました。

2. 平成21年6月1日付組織変更に伴い次のとおりとなりました。

- ① 環境ビジネス営業所を新設いたしました。
- ② 受発注センターはサービスセンターに統合となりました。

### (13) 従業員の状況

区 分	従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
男 性	285 名	6 名 減	41 歳 10 か月	16 年 9 か月
女 性	77	5 増	35 4	10 11
合計または平均	362	1 減	40 6	15 6

(注) 従業員には、嘱託契約者・臨時従業員39名および派遣社員118名は含んでおりません。

### (14) 主要な借入先および借入額

借 入 先	借 入 金 残 高
株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行	1,174
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	1,141
株 式 会 社 商 工 組 合 中 央 金 庫	833

## 2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 47,590,000株
- (2) 発行済株式の総数 15,152,600株（自己株式535,540株を含む。）
- (3) 株 主 数 6,336名
- (4) 大株主（発行済株式（自己株式を除く。）の総数の10分の1以上の数の株式を有する株主）

株 主 名	持 株 数
鈴 木 敏 雄	1,988 <small>千株</small>
ベ ル 株 式 会 社	1,462

- (5) その他株式に関する重要な事項  
該当事項はありません。

## 3. 会社の新株予約権等に関する事項

- (1) 当事業年度末日における新株予約権の状況  
該当事項はありません。
- (2) 当事業年度中に交付した新株予約権の状況  
該当事項はありません。
- (3) その他新株予約権等に関する重要な事項  
該当事項はありません。

#### 4. 会社役員に関する事項

##### (1) 取締役および監査役の氏名等

地 位	氏 名	担当および他の法人等の代表状況等
代表取締役会長 兼 社 長 取締役副社長	鈴木 敏 雄* 白 田 憲 司*	東京第1営業部、東京第2営業部、東関東営業部、カスタマー営業部、中部営業部、アプリケーション中部営業部、特販営業部担当
取 締 役	平 野 利 晴*	北関東営業部、エンベデッドソリューション営業部 担当 兼 顧客営業部長
取 締 役	鈴 木 茂*	売掛管理部、総務部、情報企画部、品質環境部、コンプライアンス 担当 兼 経理部長
取 締 役	今 泉 嘉 信*	物流部、商品部、ユーボン販売推進部 担当
取 締 役	松 崎 総一郎*	南関東営業部、海外担当 兼 エリア営業部長 兼 海外営業部長 SUZUDEN SINGAPORE PTE LTD取締役（代表者） SUZUDEN HONG KONG LIMITED取締役（代表者） 斯咨電貿易（上海）有限公司（SUZUDEN TRADING (SHANGHAI) CO., LTD）董事長
取 締 役	佐々木 秀 明*	コーポレート・ガバナンス 担当
取 締 役	浅 井 伸 晃*	アプリケーション営業部長 兼 システムソリューション技術部長
常 勤 監 査 役	加 山 宏	
監 査 役	都 築 隆 也	都築隆也税理士事務所税理士
監 査 役	杉 山 茂	
監 査 役	桃 井 邦 義	桃井公認会計士事務所公認会計士

\*印の取締役は執行役員を兼務しております。

- (注) 1. 監査役 都築隆也氏、監査役 杉山 茂氏および監査役 桃井邦義氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
2. 監査役 都築隆也氏は、税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
3. 監査役 桃井邦義氏は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 当事業年度中の取締役および監査役の異動は次のとおりであります。
- ① 平成20年6月26日開催の第56回定時株主総会において、佐々木秀明、浅井伸晃の両氏は取締役に、また、加山 宏氏は監査役に新たに選任され、就任いたしました。
- ② 退任監査役は次のとおりであります。

退任時の会社における地位	氏 名	退 任 日
常 勤 監 査 役	神 谷 立	平成20年6月26日

なお、常勤監査役 神谷 立氏は、辞任による退任であります。

5. 当社は、執行役員制度を導入しており、取締役を兼務していない執行役員は、次の3名であります。

地 位	氏 名	担 当
執行役員	春日 忠 司	東京第1営業部長 兼 東京第2営業部長
執行役員	岩 沢 祐 二	中部営業部長 兼 アプリケーション中部営業部長
執行役員	山 崎 博 和	カスタマー営業部担当 兼 特販営業部長

6. 当該事業年度後の取締役の地位、執行役員の地位および担当の変更は次のとおりであります。

平成21年4月1日付

取締役

地 位	氏 名
代 表 取 締 役 会 長	鈴 木 敏 雄
代 表 取 締 役 社 長	佐 々 木 秀 明 *
取 締 役 副 社 長	臼 田 憲 司 *
取 締 役	平 野 利 晴 *
取 締 役	鈴 木 茂 *
取 締 役	今 泉 嘉 信 *
取 締 役	松 崎 総 一 郎 *
取 締 役	浅 井 伸 晃 *

\*印は執行役員を兼務しております。

- (注) 1. 代表取締役会長兼社長 鈴木敏雄氏は、平成21年4月1日付で代表取締役会長に就任いたしました。
2. 取締役 佐々木秀明氏は、平成21年4月1日付で代表取締役社長に就任いたしました。

執行役員

地 位	氏 名	担当および他の法人等の代表状況等
執行役員社長 上席執行役員副社長	佐々木 秀 明 臼 田 憲 司	東京第1営業部、東京第2営業部、東関東営業部、中部営業部、特販営業部、カスタマーセンター 担当
上席執行役員	平 野 利 晴	北関東営業部、エンベデッドソリューション営業部 担当 兼 顧客営業部長
上席執行役員	鈴 木 茂	売掛管理部、総務部、情報企画部、品質環境部、コンプライアンス 担当 兼 経理部長 スズデンビジネスサポート株式会社代表取締役社長
上席執行役員	今 泉 嘉 信	商品部、ユーボン販売推進部 担当 兼 物流部長
上席執行役員	松 崎 総一郎	南関東営業部、エリア営業部、海外 担当 兼 海外営業部長 SUZUDEN SINGAPORE PTE LTD取締役（代表者） SUZUDEN HONG KONG LIMITED取締役（代表者） 斯咨電貿易（上海）有限公司（SUZUDEN TRADING (SHANGHAI) CO., LTD） 董事長
上席執行役員	浅 井 伸 晃	コンポーネツ営業部 担当 兼 アプリケーション営業部長 兼 アプリケーション東北営業部長 兼 システムソリューション技術部長
執行役員	春 日 忠 司	中部営業部長
執行役員	岩 沢 祐 二	東京第2営業部長
執行役員	山 崎 博 和	特販営業部長 兼 カスタマーセンター長

(2) 取締役および監査役の報酬等の額

区 分	支 給 人 員	支 給 額
取 締 役	8名	131,880千円
監 査 役 (うち社外監査役)	5名 (4名)	14,130千円 (6,930千円)
合 計	13名	146,010千円

(注) 上記の監査役の支給人員には、平成20年6月26日開催の第56回定時株主総会の終結の時をもって辞任した監査役1名を含んでおります。

### (3) 社外役員に関する事項

区 分	氏 名	主な活動状況
監査役（非常勤）	都 築 隆 也	当期開催の取締役会13回の全てに出席し、また当期開催の監査役会6回の全てに出席し、主に税理士として専門的見地からの発言を行っております。
監査役（非常勤）	杉 山 茂	当期開催の取締役会13回の全てに出席し、また当期開催の監査役会6回の全てに出席し、幅広い視野から発言を行っております。
監査役（非常勤）	桃 井 邦 義	当期開催の取締役会13回の全てに出席し、また当期開催の監査役会6回の全てに出席し、主に公認会計士としての専門的見地からの発言を行っております。

## 5. 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

監査法人トーマツ

### (2) 責任限定契約の内容の概要

当社と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令の定める額となります。

### (3) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

- ① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額 29,116千円
- ② 当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 29,403千円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当該事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

### (4) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）である「財務報告に係る内部統制に関する助言・指導業務」に対し287千円を支払っております。

### (5) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社都合の場合の他、会計監査人が会社法・公認会計士法等の法令に違反・抵触した場合および公序良俗に反する行為があったと判断した場合、監査役会は、その事実に基づき当該会計監査人の解任または不再任の検討を行い、解任または不再任が妥当と判断した場合は、監査役会規程に則り「会計監査人の解任」または「会計監査人の不再任」を株主総会の付議議案とすることを取締役会へ請求し、取締役会はそれを審議いたします。

## 6. 会社の体制および方針

### (1) 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制 その他業務の適正を確保するための体制

当社は、平成18年5月15日開催の取締役会において、内部統制システムの基本方針について決議し、平成20年4月28日開催の取締役会にて一部改訂いたしました。

その改訂の内容は、反社会的勢力、内部通報制度に関する項目および日本版SOX法（内部統制報告制度）への対応を目的とした項目の追加であり、改訂後の基本方針は次のとおりであります。

#### 《内部統制システムの基本方針》

当社は、会社法に基づき「取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備」に関し以下のとおり定める。

本方針に基づく内部統制システムの構築は、速やかに実行するとともに、不断の見直しを行い、その改善・充実を図る。

1. 取締役および使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制
  - ① 当社は、役員（取締役、監査役、執行役員。以下同じ。）および使用人（社員、嘱託、契約社員、派遣社員、その他当社の業務に従事する全ての従業員。以下同じ。）がとるべき行動の規範である社是・社訓に基づき、職制を通じて適正な業務執行と監督を行うとともに、社内規程に則り適正に職務を執行する。
  - ② 当社は、コンプライアンス体制を確立するため、コンプライアンス担当役員を定め、担当部署を通じて教育・研修を実施し、社会から信頼される企業風土を醸成する。
  - ③ 内部監査部門は、社内規程に基づき業務ラインから独立した立場で定期的に内部監査を行い、問題があった場合には、月一回開催される社長主催のマネジメントレビューにおいて報告し、対策を講じる。
  - ④ 当社は、「内部通報規程」を制定し、組織または個人による不正・違法・反倫理的行為等を速やかに認識し対処するとともに通報者に対する不利益な取扱いを防止する。
  - ⑤ 当社は、反社会的勢力・団体とは一切関係を持たず、さらに反社会的勢力・団体からの不当要求を拒否し、毅然とした態度で臨む。
2. 取締役の職務の執行に係わる情報の保存および管理に関する体制
  - ① 取締役の職務執行に係わる情報については、法令および社内規程に基づき作成・保存するとともに、取締役、監査役、会計監査人等が閲覧可能な状態にて管理する。
  - ② 取締役の職務執行に係わる情報の作成・保存・管理状況については、監査役の監査を受ける。



3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
  - ① 品質リスクおよび環境リスクについては、ISO9001・ISO14001に基づくマネジメントシステムに則ってリスクの現実化を予防するための管理を行うとともに、現実化したリスクに基づき損失が発生した場合には、損失を最小限度に留めるために必要な対応を行う。
  - ② 災害・情報セキュリティに係るリスク等、事業継続を阻害するリスクについては、早期に事業継続マネジメント（BCM：Business Continuity Management）を構築してリスクの現実化を阻止するとともに、現実化したリスクに基づき損失が発生した場合には、損失を最小限度に留めるために必要な体制を整える。
4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
  - ① 当社は、経営と業務執行の分離および責任と権限の明確化を図る観点から、執行役員制度を採用する。

取締役会は、経営戦略の創出および業務執行の監督という本来の機能に特化し、執行役員が業務執行の責任と業績向上および業務管理を担う。執行役員の職務の担当範囲は取締役会にて定め、その責任と権限を明確にする。
  - ② 取締役会は、経営基本方針および経営目標・予算を策定し、執行役員は、取締役会の策定した経営目標の達成に向けて職務を遂行する。取締役会は、定期的に執行役員の実績管理を行う。
5. 当会社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
  - ① 当社は、連結子会社の業務の適正を確保するため、担当部署に担当役員を配置し、社内規程に基づいて連結子会社を管理する。担当部署は、連結子会社の業務の状況を調査し、定期的にその結果を当社の取締役会に報告する。
  - ② 当社の内部監査室は、定期的に連結子会社の業務を監査し、その結果を当社の代表取締役および取締役会に報告する。
  - ③ 当社は、当社と連結子会社との取引条件（連結子会社間の取引条件含む）が、第三者との取引と比較して著しく不利益に、また恣意的にならないよう、必要に応じて会計監査人に確認する。
6. 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、当企業集団の財務報告の信頼性を確保するため、財務報告に係る内部統制の評価の基準に従い、関連規程等の整備を図るとともに適切に報告する体制を整備し、その体制についての整備・運用状況を定期的・継続的に評価する仕組みを構築する。
7. 監査役がその補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

当社は、監査役室を設置して専属の使用人を1名以上配置し、監査業務

を補助する。

8. 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項  
監査役は、監査役室に属する使用人の人事に関して取締役と意見交換を行うものとし、取締役は、監査役の意見を尊重する。
9. 取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役会への報告に関する体制  
取締役、執行役員および使用人は、監査役の求めに応じて会社の業務執行状況を報告する。  
また取締役は、当企業集団に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは直ちに監査役会に報告する。
10. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
  - ① 常勤監査役は、取締役会に出席する他、執行役員会・役員部長会に出席し、経営・執行について重要情報の提供を受ける。
  - ② 監査役は、内部監査部門と緊密な関係を保つとともに、必要に応じて自ら監査を実施する。  
また、監査上の重要課題等について代表取締役社長と意見交換を行う。
  - ③ 監査役は、会計監査人と定期的に会合を持ち、意見および情報の交換を行うとともに、必要に応じて会計監査人に報告を求める。

## (2) 株式会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務および事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については特に定めておりません。

## (3) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社定款の定めにより、剰余金の配当等は取締役会の決議により定めております。

当社は、事業拡大と業績向上を通じて、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要課題と位置づけております。

配当につきましては、配当性向33%を基本に各事業年度の利益状況や配当性向等を総合的に勘案し、内部留保にも考慮しつつ、配当を行うことを基本方針としております。

当期の期末の配当につきましては、平成21年2月9日に発表の通り、1株当たり普通配当1円に「創業60周年」記念配当の5円を加え、6円といたします。

この結果、平成21年3月期の年間配当金は、中間配当金8円を加え1株当たり14円となります。

## 7. その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 連結貸借対照表

(平成21年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>流動資産</b>	<b>14,199,634</b>	<b>流動負債</b>	<b>4,606,824</b>
現金及び預金	5,490,718	支払手形及び買掛金	3,462,557
受取手形及び売掛金	7,203,105	短期借入金	502,320
商 品	1,135,577	リ ー ス 債 務	28,555
繰延税金資産	86,490	未払法人税等	21,523
そ の 他	285,178	賞与引当金	108,188
貸倒引当金	△ 1,436	そ の 他	483,679
<b>固定資産</b>	<b>9,055,464</b>	<b>固定負債</b>	<b>3,847,009</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>7,728,343</b>	長期借入金	2,655,898
建物及び構築物	2,401,896	リ ー ス 債 務	30,609
土 地	5,229,318	退職給付引当金	1,002,723
リ ー ス 資 産	57,638	そ の 他	157,778
そ の 他	39,489	<b>負債合計</b>	<b>8,453,834</b>
<b>無形固定資産</b>	<b>170,707</b>	<b>純 資 産 の 部</b>	
リ ー ス 資 産	1,098	<b>株 主 資 本</b>	<b>14,839,864</b>
そ の 他	169,609	資 本 金	1,819,230
<b>投資その他の資産</b>	<b>1,156,413</b>	資 本 剰 余 金	1,532,607
投資有価証券	248,190	利 益 剰 余 金	11,709,347
繰延税金資産	655,612	自 己 株 式	△ 221,320
そ の 他	461,813	評価・換算差額等	△ 38,600
貸倒引当金	△ 209,203	その他有価証券評価差額金	△ 21,775
		為替換算調整勘定	△ 16,825
<b>資産合計</b>	<b>23,255,098</b>	<b>純資産合計</b>	<b>14,801,264</b>
		<b>負債及び純資産合計</b>	<b>23,255,098</b>

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結損益計算書

(平成20年4月1日から  
平成21年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売上高		33,034,747
売上原価		27,662,717
売上総利益		5,372,030
販売費及び一般管理費		4,751,833
営業利益		620,197
営業外収益		
受取利息及び配当金	18,065	
仕入割引	214,634	
その他	9,275	241,975
営業外費用		
支払利息	38,160	
売上債権譲渡損	40,761	
売上割引	25,442	
為替差損	9,259	
その他	1,590	115,215
経常利益		746,957
特別利益		
投資有価証券売却益	5,156	5,156
特別損失		
固定資産除却損	525	
投資有価証券売却損	523	
投資有価証券評価損	32,011	33,060
税金等調整前当期純利益		719,053
法人税、住民税及び事業税	257,412	
法人税等調整額	62,607	320,020
当期純利益		399,032

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結株主資本等変動計算書

(平成20年4月1日から  
平成21年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成20年3月31日残高	1,819,230	1,532,607	11,763,443	△ 221,320	14,893,960
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△ 453,128		△ 453,128
当期純利益			399,032		399,032
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	—	—	△ 54,096	—	△ 54,096
平成21年3月31日残高	1,819,230	1,532,607	11,709,347	△ 221,320	14,839,864

(単位：千円)

	評 価 ・ 換 算 差 額 等			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	評価・換算 差額等合計	
平成20年3月31日残高	34,030	4,683	38,714	14,932,675
連結会計年度中の変動額				
剰余金の配当				△ 453,128
当期純利益				399,032
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	△ 55,805	△ 21,508	△ 77,314	△ 77,314
連結会計年度中の変動額合計	△ 55,805	△ 21,508	△ 77,314	△ 131,411
平成21年3月31日残高	△ 21,775	△ 16,825	△ 38,600	14,801,264

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 4社

連結子会社の名称

SUZUDEN SINGAPORE PTE LTD

SUZUDEN HONG KONG LIMITED (鈴電香港有限公司)

斯咨電貿易(上海)有限公司(SUZUDEN TRADING(SHANGHAI)CO.,LTD)

スズデンビジネスサポート株式会社

(2) 持分法の適用に関する事項

非連結子会社及び関連会社がないため、持分法の適用はありません。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

SUZUDEN SINGAPORE PTE LTD ..... 12月31日

SUZUDEN HONG KONG LIMITED ..... 12月31日

(鈴電香港有限公司)

斯咨電貿易(上海)有限公司 ..... 12月31日

(SUZUDEN TRADING(SHANGHAI)CO.,LTD)

スズデンビジネスサポート株式会社 ..... 3月31日

連結計算書類作成にあたっては、同決算日現在の財務諸表を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

(4) 重要な会計方針

① 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの

当連結会計年度末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの

移動平均法による原価法

② たな卸資産の評価基準及び評価方法

1. 商品

在庫品.....移動平均法による原価法

(貸借対照表価額は、収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)

引当品.....個別法による原価法

(貸借対照表価額は、収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)

2. 貯蔵品.....最終仕入原価法

(会計方針の変更)

通常の販売目的で保有する棚卸資産については従来、商品のうち電線について移動平均法による低価法、その他について移動平均法による原価法、また引当品について個別法による原価法を採用していましたが、「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準委員会平成18年7月5日企業会計基準第9号)を当連結会計年度より適用し、主として原価法(収益性の低下による簿価切り下げの方法)に変更しております。

なお、この変更による損益に与える影響は軽微であります。

③ 固定資産の減価償却の方法

1. 有形固定資産（リース資産を除く）…主として定率法

ただし、当社及び国内連結子会社は平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については、定額法

なお、主な耐用年数は、次のとおりであります。

建物及び構築物 15年～50年  
その他(工具器具備品) 5年～15年

また、当社及び国内連結子会社は平成19年3月31日以前に取得したもののについては、償却可能限度額まで償却が終了した翌連結会計年度から5年間で均等償却する方法によっております。

2. 無形固定資産（リース資産を除く）…定額法

なお、主な耐用年数は、次のとおりであります。

自社利用のソフトウェア 5年

3. リース資産……………所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

(会計方針の変更)

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、当連結会計年度より、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号(平成5年6月17日(企業会計審議会第一部会)、平成19年3月30日改正))及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号(平成6年1月18日(日本公認会計士協会会計制度委員会)、平成19年3月30日改正))を適用し、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

なお、この変更による損益に与える影響はありません。

④ 引当金の計上基準

1. 貸倒引当金は、債権の貸倒れによる損失に備えるため一般債権については貸倒実績率より、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に債権の回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

2. 賞与引当金は、当社従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額基準により計上しております。

3. 役員賞与引当金は、役員の賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

4. 退職給付引当金は、当社従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当連結会計年度末において発生していると認められる額を計上しております。

また、数理計算上の差異についてはその発生の翌連結会計年度において一括処理することとしております。

⑤ 消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

(5) 連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項

全面時価評価法によっております。

2. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項の変更

(会計方針の変更)

(連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い)

当連結会計年度より、「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」(実務対応報告第18号 平成18年5月17日)を適用し、連結決算上必要な修正を行っております。

なお、この変更による損益に与える影響はありません。

(表示方法の変更)

財務諸表等規則等の一部を改正する内閣府令(平成20年8月7日内閣府令第50号)が適用となることに伴い、前連結会計年度において、「たな卸資産」として掲記されていたものは、当連結会計年度から「商品」及び「その他」(貯蔵品)に区分掲記しております。

3. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

担保に供している資産

投資有価証券

35,898千円

担保に係る債務の金額

支払手形及び買掛金

411,787千円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額

1,532,263千円

4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度末における発行済株式の種類及び総数

普通株式

15,152,600株

(2) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額

決 議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基 準 日	効力発生日
平成20年5月12日 取締役会	普通株式	336,192	23	平成20年 3月31日	平成20年 6月11日
平成20年11月10日 取締役会	普通株式	116,936	8	平成20年 9月30日	平成20年 12月5日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決 議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基 準 日	効力発生日
平成21年5月11日 取締役会	普通株式	87,702	利益剰余金	6	平成21年 3月31日	平成21年 6月11日

5. 1株当たり情報

1株当たり純資産額

1,012円60銭

1株当たり当期純利益

27円30銭



## 貸借対照表

(平成21年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>流動資産</b>	<b>14,075,097</b>	<b>流動負債</b>	<b>4,586,929</b>
現金及び預金	5,397,107	支払手形	1,705,535
受取手形	3,505,055	買掛金	1,749,677
売掛金	3,678,380	1年内返済長期借入金	494,388
商貯蔵品	1,125,146	リース債	28,555
前払費用	4,245	未払法人税等	376,099
繰延税金資産	62,004	未払費用	21,374
未収入金	86,490	前受引当金	61,913
その他の貸倒引当金	111,463	賞与引当金	8,086
<b>固定資産</b>	<b>9,111,411</b>	その他の負債	108,188
<b>有形固定資産</b>	<b>7,727,667</b>	<b>固定負債</b>	<b>3,847,009</b>
建物	2,332,231	長期借入金	2,655,898
構築物	69,665	リース債	30,609
機械装置	7,243	退職給付引当金	1,002,723
車両運搬具	164	長期未払金	35,230
工具器具備品	31,406	預り保証金	122,548
土地	5,229,318	<b>負債合計</b>	<b>8,433,939</b>
リース資産	57,638	<b>純資産の部</b>	
<b>無形固定資産</b>	<b>170,707</b>	<b>株主資本</b>	<b>14,774,344</b>
借地権	97,566	資本金	1,819,230
リース資産	1,098	資本剰余金	1,532,607
その他の負債	72,042	資本準備金	1,527,493
<b>投資その他の資産</b>	<b>1,213,036</b>	その他資本剰余金	5,114
投資有価証券	248,190	<b>利益剰余金</b>	<b>11,643,826</b>
関係会社株式	32,827	利益準備金	281,371
関係会社出資金	29,786	その他利益剰余金	11,362,455
破産更生債権等	189,403	別途積立金	7,895,000
長期前払費用	978	固定資産圧縮積立金	92,879
繰延税金資産	656,051	繰越利益剰余金	3,374,576
敷金・保証金	197,988	<b>自己株式</b>	<b>△ 221,320</b>
その他の負債	67,012	評価・換算差額等	△ 21,775
貸倒引当金	△ 209,203	その他有価証券評価差額金	△ 21,775
<b>資産合計</b>	<b>23,186,508</b>	<b>純資産合計</b>	<b>14,752,569</b>
		<b>負債及び純資産合計</b>	<b>23,186,508</b>

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

## 損 益 計 算 書

(平成20年4月1日から  
平成21年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		32,883,717
売 上 原 価		27,561,049
売 上 総 利 益		5,322,668
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		4,710,462
営 業 利 益		612,205
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	17,550	
仕 入 割 引	214,634	
そ の 他	12,760	244,945
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	37,645	
売 上 債 権 譲 渡 損	40,761	
売 上 割 引	25,442	
為 替 差 損	9,829	
そ の 他	1,590	115,270
経 常 利 益		741,880
特 別 利 益		
投 資 有 価 証 券 売 却 益	5,156	5,156
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	525	
投 資 有 価 証 券 売 却 損	523	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	32,011	33,060
税 引 前 当 期 純 利 益		713,975
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	256,548	
法 人 税 等 調 整 額	68,031	324,579
当 期 純 利 益		389,396

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

## 株主資本等変動計算書

(平成20年4月1日から  
平成21年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本								
	資本金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金				
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金 合 計	利益準備金	そ の 他 利 益 剰 余 金			利益剰余金 合 計
					別途積立金	固定資産 圧縮積立金	繰越利益 剰 余 金		
平成20年3月31日残高	1,819,230	1,527,493	5,114	1,532,607	281,371	7,895,000	92,879	3,438,308	11,707,559
事業年度中の変動額									
剰余金の配当								△ 453,128	△ 453,128
当期純利益								389,396	389,396
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額(純額)									
事業年度中の変動額合計	—	—	—	—	—	—	—	△ 63,732	△ 63,732
平成21年3月31日残高	1,819,230	1,527,493	5,114	1,532,607	281,371	7,895,000	92,879	3,374,576	11,643,826

(単位：千円)

	株 主 資 本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本 合 計	そ の 他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
平成20年3月31日残高	△ 221,320	14,838,076	34,030	34,030	14,872,107
事業年度中の変動額					
剰余金の配当		△ 453,128			△ 453,128
当期純利益		389,396			389,396
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額(純額)			△ 55,805	△ 55,805	△ 55,805
事業年度中の変動額合計	—	△ 63,732	△ 55,805	△ 55,805	△ 119,538
平成21年3月31日残高	△ 221,320	14,774,344	△ 21,775	△ 21,775	14,752,569

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

1. 重要な会計方針に係る事項

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

1. 子会社株式……………移動平均法による原価法
2. その他有価証券  
時価のあるもの  
当期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）  
時価のないもの  
移動平均法による原価法

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

1. 商品  
在庫品……………移動平均法による原価法  
（貸借対照表価額は、収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）  
引当品……………個別法による原価法  
（貸借対照表価額は、収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）
2. 貯蔵品……………最終仕入原価法  
（会計方針の変更）

通常の販売目的で保有する棚卸資産については従来、商品のうち電線について移動平均法による低価法、その他について移動平均法による原価法、また引当品について個別法による原価法を採用しておりましたが、「棚卸資産の評価に関する会計基準」（企業会計基準委員会 平成18年7月5日 企業会計基準第9号）を当事業年度より適用し、原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法）に変更しております。

なお、この変更による損益に与える影響は軽微であります。

(3) 固定資産の減価償却の方法

1. 有形固定資産（リース資産を除く）  
……………定率法  
平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については定額法  
なお、主な耐用年数は、次のとおりであります。

建物	15年～50年
構築物	15年～45年
工具器具備品	5年～15年

また、平成19年3月31日以前に取得したものについては、償却可能限度額まで償却が終了した翌年から5年間で均等償却する方法によっております。
2. 無形固定資産（リース資産を除く）  
……………定額法  
なお、主な耐用年数は、次のとおりであります。  
自社利用のソフトウェア 5年

3. リース資産 ……………所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産  
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

(会計方針の変更)

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、当事業年度より、「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号（平成5年6月17日（企業会計審議会第一部会）、平成19年3月30日改正））及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第16号（平成6年1月18日（日本公認会計士協会会計制度委員会）、平成19年3月30日改正））を適用し、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

なお、この変更による損益に与える影響はありません。

(4) 引当金の計上基準

1. 貸倒引当金は、債権の貸倒れによる損失に備えるため一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に債権の回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
2. 賞与引当金は、従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額基準により計上しております。
3. 役員賞与引当金は、役員の賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。
4. 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務の見込額に基づき、当期末において発生していると認められる額を計上しております。

また、数理計算上の差異についてはその発生の翌期において一括処理することとしております。

(5) 消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

担保に供している資産	
投資有価証券	35,898千円
担保に係る債務の金額	
支払手形	23,361千円
買掛金	388,426千円
合 計	411,787千円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 1,524,251千円

(3) 保証債務

関係会社の金融機関からの借入債務に対し、債務保証を行っております。

斯咨電貿易（上海）有限公司（SUZUDEN TRADING（SHANGHAI）CO.,LTD）  
8,616千円（600千人民元）

なお、同社への元本限度額は35,900千円（2,500千人民元）であります。

(4) 関係会社に対する金銭債権又は金銭債務

短期金銭債権	10,697千円
短期金銭債務	3,781千円

3.	損益計算書に関する注記	
	関係会社との取引高	
	営業取引	
	売上高	83,308千円
	仕入高	14,390千円
	販売費及び一般管理費	29,573千円
	営業取引以外の取引	
	受取手数料	2,518千円
	受取賃借料	1,284千円
4.	株主資本等変動計算書に関する注記	
	当事業年度末における自己株式の種類及び総数	
	普通株式	535,540株
5.	税効果会計に関する注記	
	繰延税金資産及び繰延税金負債の主な発生原因別内訳	
	繰延税金資産（流動）	
	未払事業税・事業所税	6,830千円
	賞与引当金	62,284千円
	その他の	17,376千円
	合  計	86,490千円
	繰延税金資産（固定）	
	退職給付引当金	406,103千円
	長期未払金	14,268千円
	貸倒引当金	83,896千円
	関係会社出資金評価損	23,417千円
	会  員  権	6,804千円
	建物減損損失	31,018千円
	土地減損損失	191,848千円
	その他の	25,887千円
	小  計	783,245千円
	評価性引当額	△ 57,675千円
	合  計	725,569千円
	繰延税金負債（固定）	
	圧縮記帳積立金	△ 63,220千円
	その他有価証券評価差額金	△ 6,296千円
	合  計	△ 69,517千円
	繰延税金資産（固定）の純額	656,051千円
6.	1株当たり情報	
	1株当たり純資産額	1,009円27銭
	1株当たり当期純利益	26円64銭

7. その他注記事項

・退職給付関係に関する注記

(1) 採用している退職給付制度の概要

当社の退職給付制度は、勤続3年以上の従業員が退職する場合、当社退職金規程に基づき算定された退職金（一時金制度）を支給することとしております。

また、当社は総合設立の東京都電機厚生年金基金に加入しておりますが、当該厚生年金基金制度は退職給付会計実務指針33項の例外処理を行う制度であります。

(2) 退職給付債務に関する事項（平成21年3月31日現在）

①退職給付債務	△ 1,003,388千円
②年金資産	—
③未積立退職給付債務	△ 1,003,388千円
④未認識の数理計算上の差異	664千円
⑤退職給付引当金	△ 1,002,723千円

(3) 退職給付費用に関する事項

①勤務費用	52,833千円
②利息費用	19,766千円
③期待運用収益	—
④数理計算上の差異の処理額	△ 7,140千円
⑤小計	65,459千円
⑥東京都電機厚生年金基金（総合型）への掛金	115,605千円
⑦合計	181,064千円

(4) 退職給付債務等の計算基礎に関する事項

①割引率	2.0%
②期待運用収益率	—
③退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準
④数理計算上の差異の処理年数	翌期に一括処理しております。

なお、要拠出金額を退職給付費用として処理している複数事業主制度に関する事項は次のとおりであります。

(1) 制度全体の積立状況に関する事項（平成20年3月31日現在）

①年金資産の額	299,283,730千円
②年金財政計算上の給付債務の額	327,524,980千円
③差引額	△ 28,241,249千円

(2) 制度全体に占める当社の掛金拠出割合

（平成19年4月1日から平成20年3月31日まで）

①掛金拠出額（基金全体分告知額）	17,110,342千円
②掛金拠出額（当社告知額）	159,265千円
③当社の掛金拠出割合	0.931%

(3) 補足説明に関する事項

差引額（(1)③）= (a-b-c)

a. 剰余金	25,038,773千円
b. 資産評価調整加算額	31,351,646千円
c. 未償却過去勤務債務残高	21,928,377千円

本制度における過去勤務債務の償却方法は期間20年の元利均等償却であり、当社は当期の計算書類上、特別掛金23,137千円を費用処理しております。

# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

平成21年5月19日

スズデン株式会社

取締役会 御中

監査法人 トーマツ

指定社員 公認会計士 大高 俊 幸 ㊞  
業務執行社員

指定社員 公認会計士 山 田 努 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、スズデン株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結株主資本等変動計算書について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、スズデン株式会社及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上



# 会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

平成21年5月19日

スズデン株式会社

取締役会 御中

監査法人 トーマツ

指定社員 公認会計士 大高 俊 幸 ㊤  
業務執行社員

指定社員 公認会計士 山田 努 ㊤  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、スズデン株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第57期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会の監査報告書 謄本

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第57期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。

なお、財務報告に係る内部統制については、取締役及び監査法人トーマツから当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書）について検討いたしました。

#### 2. 監査の結果

##### (1) 事業報告等の監査結果

一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議（財務報告に係る内部統制を含む。）の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果  
会計監査人 監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果  
会計監査人 監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成21年 5月26日

スズデン株式会社	監査役会	
常勤監査役	加山 宏	㊟
社外監査役	都築 隆也	㊟
社外監査役	杉山 茂	㊟
社外監査役	桃井 邦義	㊟

以 上

# 株主総会参考書類

## 議案および参考事項

### 第1号議案 定款一部変更の件

#### 1. 変更の理由

- (1) 業務範囲拡大を図るため現行定款第2条（目的）に定める事業目的を変更するものであります。
- (2) 「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」（平成16年法律第88号。以下「決済合理化法」といいます。）が平成21年1月5日をもって施行され、上場会社の株券が一斉に電子化されたことに伴い、現行定款第8条の株券を発行する旨の規定、第9条第2項の単元未満株券不発行に関する規定、第9条第3項および第11条第1項の実質株主、実質株主名簿ならびに第13条の株券の種類に係る規定が不要となりますので、これらの規定を削除するものであります。
- (3) 株券電子化に対応するための株式取扱規程の改正により、株主権（請求・届出、少数株主権等）の行使の手続きに関する事項が株式取扱規程に定められていることを明確にするため、現行定款第13条（株式取扱規程）に「株主権行使の手続きその他」の文言を追加するものであります。
- (4) 平成22年1月6日をもって失効する現行定款第12条第3項の株券喪失登録簿に係る規定を移設するため、附則の新設を行うものであります。
- (5) 上記のほか、条数の繰り上げ等所要の変更を行うものであります。

#### 2. 変更の内容

現行定款と変更定款案の内容は次のとおりであります。

（下線は変更部分を示しております。）

現 行 定 款	変 更 定 款 案
第1章 総 則	第1章 総 則
(目的) 第2条 1. } 2. } 3. } (条文省略)	(目的) 第2条 1. } 2. } 3. } (現行どおり)

現 行 定 款	変 更 定 款 案
<p>4. 自動制御装置の販売、設計ならびに請負工事および輸出入業務</p> <p>5. <u>電子機器ならびに電子部品の販売および輸出入業務</u></p> <p>6.     } (条文省略)</p> <p>7.     }</p> <p>17.    }</p>	<p>4. <u>自動制御装置の設計・製造・加工・販売ならびに請負工事および輸出入業務</u></p> <p>5. <u>電子機器の設計・製造・加工・販売ならびに電子部品の販売および電子機器・電子部品の輸出入業務</u></p> <p>6.     } (現行どおり)</p> <p>7.     }</p> <p>17.    }</p>
<p>第2章 株 式</p>	<p>第2章 株 式</p>
<p>(株券の発行)</p>	<p>(削 除)</p>
<p><u>第8条</u> 当社は、株式に係る株券を発行する。</p>	
<p>(単元株式数および単元未満株券の不発行)</p>	<p>(単元株式数および単元未満株式についての</p>
<p><u>第9条</u> (条文省略)</p>	<p>権利)</p>
<p>② <u>当社は、単元株式数に満たない株式（以下「単元未満株式」という。）に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規程に定めるところについてはこの限りではない。</u></p>	<p><u>第8条</u> (現行どおり)</p>
<p>③ <u>当社の単元未満株式を有する株主（実質株主を含む。以下同じ。）は、次の各号に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p>(条文省略)</p>	<p>② 当社の単元未満株式を有する株主は、次の各号に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p>
<p>(単元未満株式の買増し)</p>	<p>(現行どおり)</p>
<p><u>第10条</u> (条文省略)</p>	<p>(単元未満株式の買増し)</p>
<p>(基準日)</p>	<p><u>第9条</u> (現行どおり)</p>
<p><u>第11条</u> 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿（<u>実質株主名簿を含む。以下同じ。</u>）に記載または記録された議決権を有する株主（<u>実質株主を含む。以下同じ。</u>）をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p>	<p>(基準日)</p>
<p>② (条文省略)</p>	<p><u>第10条</u> 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p>
	<p>② (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 定 款 案
<p>(株主名簿管理人)</p> <p>第12条 (条文省略)</p> <p>② (条文省略)</p> <p>③ 当社の株主名簿、株券喪失登録簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置き、その他の株式に関する事務は、これを株主名簿管理人に取扱わせ、当社においては取扱わない。</p> <p>(株式取扱規程)</p> <p>第13条 当社の株券の種類ならびに株式の名義書換、単元未満株式の買取りおよび買増し、その他株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p> <p>第14条 〵 (条文省略)</p> <p>第49条 (新 設)</p>	<p>(株主名簿管理人)</p> <p>第11条 (現行どおり)</p> <p>② (現行どおり)</p> <p>③ 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置き、その他の株式に関する事務は、これを株主名簿管理人に取扱わせ、当社においては取扱わない。</p> <p>(株式取扱規程)</p> <p>第12条 当社の株主権行使の手続きその他の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p> <p>第13条 〵 (現行どおり)</p> <p>第48条 附則</p> <p>第1条 当社の株券喪失登録簿の作成および備置き、その他の株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に取扱わせ、当社においては取扱わない。</p> <p>第2条 前条および本条は、平成22年1月6日をもって削るものとする。</p>

## 第2号議案 取締役8名選任の件

本総会終結の時をもって取締役8名全員は任期満了となります。つきましては取締役8名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 生年月日	略歴、地位、担当および他の法人等の代表状況	所有する 当社株式の数
1	鈴木敏雄 昭和24年12月28日生	昭和48年4月 立石電機株式会社（現オムロン株式会社）入社 昭和52年10月 鈴木電興株式会社入社 昭和57年4月 同社取締役 昭和61年4月 同社代表取締役社長 平成3年4月 当社代表取締役社長 平成15年4月 当社執行役員社長 平成20年10月 当社代表取締役会長兼社長 平成21年4月 当社代表取締役会長（現任）	1,988,100株
2	佐々木秀明 昭和34年2月27日生	昭和58年1月 鈴木電興株式会社入社 平成18年4月 当社執行役員 平成20年4月 当社上席執行役員 平成20年6月 当社取締役 平成21年4月 当社代表取締役社長執行役員社長（現任）	5,900株
3	白田憲司 昭和24年1月14日生	昭和42年3月 鈴木電興株式会社入社 平成5年6月 当社取締役 平成15年4月 当社取締役上席執行役員 平成17年1月 当社取締役副社長上席執行役員副社長（現任）	53,500株
4	平野利晴 昭和24年9月4日生	昭和43年3月 鈴木電興株式会社入社 平成5年6月 当社取締役 平成15年4月 当社取締役上席執行役員（現任）	35,700株
5	鈴木茂 昭和23年3月14日生	昭和46年4月 株式会社富士銀行（現株式会社みずほ銀行）入行 平成8年11月 同行町田支店長 平成12年5月 当社総務部長 平成13年6月 当社取締役（現任） 平成15年4月 当社上席執行役員（現任） 平成21年4月 スズデンビジネスサポート株式会社代表取締役社長（現任）	9,400株
6	今泉嘉信 昭和27年10月11日生	昭和46年3月 鈴木電業株式会社入社 平成13年6月 当社取締役（現任） 平成15年4月 当社上席執行役員（現任）	28,300株

候補者番号	氏名 生年月日	略歴、地位、担当および他の法人等の代表状況	所有する 当社株式の数
7	松崎 総一郎 昭和27年8月23日生	昭和50年4月 株式会社三菱銀行（現株式会社三菱東京UFJ銀行）入行 平成14年12月 同行神田支社長 平成16年5月 当社執行役員 平成16年6月 当社取締役（現任）執行役員 平成16年8月 斯咨電貿易（上海）有限公司（SUZUDEN TRADING (SHANGHAI) CO., LTD） 董事長（現任） 平成17年1月 SUZUDEN SINGAPORE PTE LTD取締役（代表者）（現任） 平成17年4月 当社上席執行役員（現任） 平成17年6月 SUZUDEN HONG KONG LIMITED（鈴電香港有限公司）取締役（代表者）（現任）	10,300株
8	浅井 伸晃 昭和31年11月14日生	昭和55年4月 マックス株式会社入社 昭和59年4月 立石電機株式会社（現オムロン株式会社）入社 平成13年10月 同社静岡支店長 平成19年3月 当社執行役員 平成20年4月 当社上席執行役員（現任） 平成20年6月 当社取締役（現任）	1,300株

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 鈴木 茂氏が代表取締役社長を兼務している当社100%子会社スズデンビジネスサポート株式会社から派遣社員を受け入れております。
3. 松崎総一郎氏が董事長を兼務している当社100%子会社斯咨電貿易（上海）有限公司（SUZUDEN TRADING (SHANGHAI) CO., LTD）には商品の販売および債務保証を行っております。また、同氏が代表者を兼務している当社100%子会社SUZUDEN SINGAPORE PTE LTDおよびSUZUDEN HONG KONG LIMITED（鈴電香港有限公司）とは商品の販売および仕入を行っております。



### 第3号議案 監査役2名選任の件

本総会終結の時をもって監査役都築隆也、桃井邦義の両氏が任期満了となります。つきましては監査役2名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 生年月日	略歴、地位、担当および他の法人等の代表状況	所有する 当社株式の数
1	都 築 隆 也 昭和8年6月13日生	昭和63年7月 東京国税局調査部総括課長 平成2年7月 麻布税務署長 平成3年8月 都築隆也税理士事務所税理士 平成6年6月 菊水電子工業株式会社監査役 平成8年6月 当社監査役（現任）	2,500株
2	桃 井 邦 義 昭和24年11月12日生	昭和51年11月 等松・青木監査法人（現監査法人トーマツ）入社 昭和56年3月 公認会計士登録 昭和58年8月 桃井公認会計士事務所公認会計士 昭和58年9月 税理士登録 平成17年6月 当社監査役（現任）	0株

- (注) 1. 各監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 都築隆也、桃井邦義の両氏は、社外監査役の候補者であります。
3. 都築隆也氏は、税理士としての専門的知見を当社監査に活かしていただくため、引続き当社社外監査役としての選任をお願いするものであります。
4. 桃井邦義氏は、公認会計士としての専門的知見を当社監査に活かしていただくため、引続き当社社外監査役としての選任をお願いするものであります。
5. 都築隆也氏は、現在、当社の社外監査役であります。社外監査役としての就任期間は、本総会終結の時をもって13年となります。
6. 桃井邦義氏は、現在、当社の社外監査役であります。社外監査役としての就任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。

以上

## インターネットでの議決権行使について

1. 当社ではインターネットによる議決権行使をしていただくことができますのでご案内申し上げます。

＜議決権行使の方法＞

- (a) 株主総会へご出席される方法
- (b) 議決権行使書用紙を郵送される方法
- (c) インターネットにより議決権を行使される方法

(a)～(c)のいずれかの方法で議決権を行使された場合、その他の方法で議決権を行使していただく必要はございません。例えば、(c)インターネットにより議決権を行使される場合、(b)議決権行使書用紙を郵送していただく必要はございません。

2. インターネットによる議決権行使に際して、ご了承ください事項

インターネットにより議決権を行使される場合は、次の事項をご了承のうえ、行使していただきますよう、お願い申し上げます。

- ① インターネットによる議決権行使は、当社の指定する議決権行使サイト(43頁3.①のURLをご参照ください。)をご利用いただくことによるのみ可能です。なお、議決権行使サイトは、携帯電話を用いたインターネットではご利用いただけませんのでご了承ください。インターネットにより、議決権を行使される場合は、招集ご通知同封の議決権行使書用紙に記載の議決権行使コードおよびパスワードが必要となります。
- ② 今回ご案内する議決権行使コードおよびパスワードは、本総会に関するのみ有効です。次の総会の際には、新たに議決権行使コードおよびパスワードを発行いたします。
- ③ 書面とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットの行使を有効な行使としてお取扱いいたします。
- ④ インターネットで複数回数、議決権を行使された場合は、最後の行使を有効な行使としてお取扱いいたします。
- ⑤ インターネットに関する費用(プロバイダー接続料金・通信料金等)は、株主様のご負担となります。

### 3. インターネットによる議決権行使の具体的方法

- ① <http://www.it-soukai.com/>または<https://daiko.mizuho-tb.co.jp/>にアクセスしてください。  
※行使期間中の午前3時～午前5時は上記URLにアクセスいただけませんのでご了承ください。
- ② 議決権行使コードおよびパスワードを入力し、「ログイン」ボタンを押してください。  
※議決権行使コードおよびパスワードは、招集ご通知同封の議決権行使書用紙右下に記載しております。
- ③ 画面の案内に従い、議決権を行使してください。
- ④ インターネットによる議決権行使は、平成21年6月25日（木）午後5時45分までに行っていただきますようお願いいたします。

### 4. ご利用環境

- ◎パソコン Windows®機種  
(携帯電話、PDA、ゲーム機には対応しておりません。)
- ◎ブラウザ Microsoft® Internet Explorer5.5以上
- ◎インターネット環境 プロバイダとの契約などインターネットが利用できる環境
- ◎画面解像度 1024×768以上をご推奨いたします。

\*Microsoft、Windowsは、米国Microsoft Corporationの米国および、またはその他の国における登録商標または商標です。

### 5. セキュリティーについて

行使された情報が改竄・盗聴されないよう暗号化（SSL128bit）技術を使用しておりますので、安心してご利用いただけます。

また、議決権行使書用紙に記載された議決権行使コードおよびパスワードは、株主様ご本人を認証する重要なものです。他人に絶対知られないようご注意ください。当社より株主様の議決権行使コードやパスワードをお問い合わせすることはございません。

## 6. お問い合わせ先について

議決権電子行使に関するパソコン等の操作方法等に関する専用お問い合わせ先  
みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル

電話 0120-768-524 (フリーダイヤル)

(受付時間 9:00～21:00 土日休日を除く)

〈メモ欄〉

A series of horizontal dotted lines for taking notes.

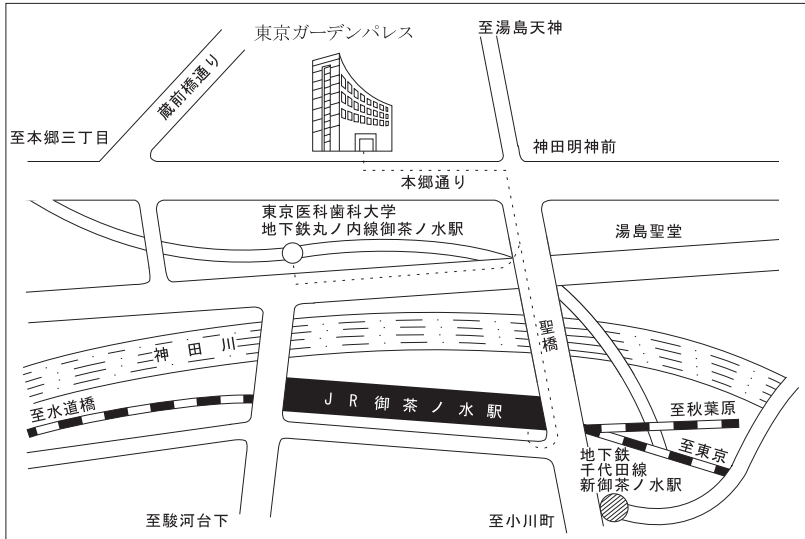
A series of 20 horizontal dotted lines spanning the width of the page, providing a template for handwriting practice.

## 株主総会会場ご案内図

会場 お茶の水東京ガーデンパレス 2階 高千穂の間

東京都文京区湯島1丁目7番5号

電話 03-3813-6211 (代表)



交通 J R 御茶ノ水駅下車 徒歩5分

地下鉄 丸ノ内線御茶ノ水駅下車 徒歩3分

地下鉄 千代田線新御茶ノ水駅下車 徒歩5分

駐車場が手狭なため、お車でのご来場はご遠慮願います。